

民生福祉常任委員会記録

令和5年12月4日

【開催日】 令和5年12月4日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時18分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	岩佐清彦	市民部次長兼生活安全課長	石田恵子
生活安全課課長補佐	平健太郎	生活安全課防犯交通係長	岡野文恵
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課課長補佐	竹内広明
高齢福祉課主査	篠原紀子	高齢福祉課高齢福祉係長	藤永一徳
高齢福祉課介護保険係長	見田健治		
保険年金課長	亀崎芳江	保険年金課課長補佐	伊藤佳和子
保険年金課主査兼国保係長	鈴木一史	保険年金課国保係主任	大元尊仁
保険年金課収納係長	村上陽子	保険年金課年金高齢医療係長	水野雅弘
保険年金課保健事業係長	林美由紀		

【事務局出席者】

局長	河口修司	議事係主任	岡田靖仁
----	------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第70号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について

- 2 議案第72号 令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 3 議案第71号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 4 議案第84号 山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定の一部変更について
- 5 議案第81号 山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第80号 山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 7 議案第88号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について

午前9時 開会

奥良秀委員長 皆さんおはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査日程は、お手元のタブレット中にある日程に沿いまして進めてまいりたいと思います。皆様の御協力、よろしくお願いたします。では審査内容1番、議案第70号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、審査を行ってまいります。執行部からの説明をお願いいたします。

亀崎保険年金課長 それでは、議案第70号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について御説明します。このたびの補正は、補助金の決定のほか、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、令和4年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるものです。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出ともに9,985万8,000円を追加し、総額を71億8,226万5,000円とするものです。それでは、歳出から御説明いたします。9、10ページをお願いします。上段1款、1項、1目一般管理費では303万円を増額しています。これは、人事異動等による人件費の調整を行うもので、1節報酬を50万4,000円、2節給料を85万9,000円、3節職員手当等

を113万5,000円、4節共済費を49万8,000円、8節旅費を3万4,000円それぞれ増額するものです。下段2款、4項、1目出産育児一時金、次ページ上段、3款、1項、1目一般被保険者医療給付費分は、後ほど歳入で御説明いたします出産育児一時金の支給に関する国庫補助金が決定したことに伴う財源更正を行っています。下段、6款、1項、1目基金積立金では、9,682万8,000円を増額しています。これは令和4年度決算の歳計剰余金相当額を積み立てるもので、今年度末の基金残高見込額は、8億3,576万2,505円となります。続きまして歳入について御説明いたします。ページは戻っていただき、7、8ページをお願いします。上段、4款、1項、2目出産育児一時金臨時補助金を4万9,000円増額しています。これは令和5年4月1日から出産育児一時金の給付単価の引上げが行われており、これに伴う財政支援として創設された補助金です。歳出で御説明しました出産育児一時金の財源となります。続いて、7款、1項、1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金を303万円増額しています。これは、人件費の調整に伴うもので、歳出で御説明しました一般管理費の増額に対応するものです。7款、2項、1目国民健康保険基金繰入金4万9,000円の減額は、先ほど説明した、出産育児一時金臨時補助金を計上したことに伴う、収支調整です。続いて、8款、1項、1目繰越金は、令和4年度決算認定を受けて、9,682万8,000円増額するものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしくをお願いします。

奥良秀委員長 ただいま説明が終わりました。委員の皆様の質疑を求めます。質疑は歳出から行っていきたいと思いますので、9ページからお願いします。

前田浩司委員 出産育児一時金について、支給額が変わったという説明がありましたが、対象者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

亀崎保険年金課長 対象者とは、出産育児一時金の補助に係る人数ですか。(う

なずく者あり)

伊藤保険年金課課長補佐 交付金に対しての支給は12件です。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの支給件数に今年の実績の割合等を掛けて計算する形になっております。12件掛ける5,000円で、数字がちょうど合うようにはなっていません。国の補助の割合が8割ぐらいなので、4万9,000円となっております。

吉永美子副委員長 基金についてお聞きします。令和4年度末の見込額は、委員長報告によると9億5,565万8,792円になっていたかと思えます。先ほどの御報告ですと8億3,700万円ということで、1億2,000万円ぐらい下がったこととなりますが、今後の考え方についてお聞かせください。

亀崎保険年金課長 令和5年度の決算見込みでは、約1億3,000万円の減少を想定しております。現在、医療費の増、被保険者数の減少、1人当たりの事業費納付金の増などにより収支のバランスが崩れており、基金を崩しながらバランスを保っている状況です。基金は減少していく傾向になっておりますので、今後、来年度以降の保険料の在り方なども含めまして、基金を一定程度保ちながら、安定的な国民健康保険の運営を行ってまいりたいと考えております。

吉永美子副委員長 努力されているのはよく分かっているのですが、基金残高は最低限どこまでは保つなどのお考えをお聞かせください。

亀崎保険年金課長 今後につきましては、医療費の動向や事業費納付金など見込みがなかなか難しいところがありますけれども、今後、事業費納付金の急増などによる被保険者の方への影響を緩和し、安定的な財政運営を行うためには、最低でも3億円程度は保有しておきたいと考えております。

山田伸幸委員 新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わって、またインフルエンザが最近すごく増えてきています。医療費は新型コロナウイルスの場合はあまり負担がなかったと思うのですが、今後は負担が生じてくるということで、かなり増額していく見込みではないでしょうか。

鈴木保険年金課主査兼国保係長 医療費の動向につきましては、今年度になりまして、対前年度でおおよそ1人当たり10%ほど伸びています。インフルエンザは、昨今特に影響があるかとは思いますが。また、新型コロナウイルスにつきましては、従前、被保険者の方、つまり患者さんにおける負担はございませんでした。一方で、保険者負担はこれまでも発生しておりました。新型コロナウイルスに関する影響としては、各医療機関が確保する病床数の変遷により患者数の受入れが増えたため、現状、医療費は伸びているのではないかと推測しています。今年度上半期は、対前年度で1人当たりの給付額が10%ほど伸びております。また、ここ二、三か月でインフルエンザがかなり流行しているということで、今年度の決算の見通しといたしましては、現状の予算額を上回るような推移が懸念されると思っております。

山田伸幸委員 医療費が10%増と言われました。新型コロナウイルスやインフルエンザ以外の要因はどう表れていますか。

鈴木保険年金課主査兼国保係長 医療費の伸びに関しましては、基本的には多くの被保険者、患者さんの積上げによるもので、中には高い調剤費も見受けられます。現状、これが原因だという確固たる情報は得ていないので、何が原因で、今後もそれが医療費の伸びにつながるかは、保険者としては分析できていません。

山田伸幸委員 コロナ禍の間、皆さんは受診控えをされていたと思うんです。それが戻ってきて、最近、私も必ず月に1回は病院に行きますし、ほか

のことも訪問するんですけど、患者さんが戻ってきたと感じます。その辺の影響はないですか。

鈴木保険年金課主査兼国保係長 令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、かなりの受診控えがあったものと認識しております。令和3年度、4年度はその反動により伸びて、ある程度のところでその伸びはフラットになるのではないかと考えます。特に令和5年度の予算におきましては、国や県の推計においても令和4年度並みということでしたが、実際には令和5年度はさらなる伸びを見せているというところでは。

奥良秀委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入の質疑に移ります。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第70号令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。審査内容2番、議案第72号令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。

亀崎保険年金課長 続きまして、議案第72号令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明します。このたびの補正の主なものは、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、令和4年度決算の歳計剰余金の調整及び決算を見込んでの調整によるものです。予算書1ページをお願いします。歳入歳出ともに630万6,000円を減額し、総額を11億9,943万9,000円とするもので

す。それでは歳出から御説明します。8、9ページをお願いします。上段、1款、1項、1目一般管理費は、335万5,000円を減額しています。これは人事異動等による人件費の調整を行うもので、2節給料を181万6,000円、3節職員手当等を108万7,000円、4節共済費を45万2,000円それぞれ減額するものです。下段、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、金額の確定等に伴う予算調整として、295万1,000円を減額しています。内訳は、保険基盤安定負担金を414万2,000円減額し、後期高齢者医療保険料納付金を119万1,000円増額します。歳出は以上です。続きまして歳入につきまして御説明します。6、7ページをお願いします。上段、3款、1項、1目事務費等繰入金143万円の減額は、歳出で御説明しました一般管理費の減額に対応するものです。続いて、2目保険基盤安定繰入金414万2,000円の減額は、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金の減額に対応するものです。中段、4款、1項、1目繰越金119万1,000円の増額は、令和4年度決算認定を受けて増額するものです。これも歳出で御説明しました後期高齢者医療保険料納付金に対応するものになります。続いて、5款、4項、2目雑入金192万5,000円の減額は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入について、人事異動によって人件費相当額に調整が生じたことによるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。歳出から進めていきたいと思ひます。

中岡英二委員 後期高齢者医療広域連合とありますが、どういうところを指しているのでしょうか。

亀崎保険年金課長 山口県広域連合は、県内の後期高齢者医療保険を運営しているところになります。事務所は山口市にあります。

中岡英二委員 山口県全体のものを行っているということですね。

亀崎保険年金課長 山口県内の市町の後期高齢者医療保険を運営しているところとなります。

中岡英二委員 18節保険基盤安定負担金はどこに納付するものかお伺いします。

伊藤保険年金課課長補佐 こちらは広域連合に納付するものです。保険基盤安定負担金とは、それぞれ保険者が保険料を集めて運営していく上で所得が低い方には軽減を利かせます。そういう方が多い場合は、負担が多くなってしまう場合なので、補助金をもらって、同額を納める仕組みがございます。その関係が保険基盤安定負担金です。

中岡英二委員 後期高齢者医療保険料負担納付金はどこに納付するのですか。

伊藤保険年金課課長補佐 同じく広域連合に納付します。保険料については、県内統一で保険料率が決まっていますが、保険料自体は市町が集めます。集めた保険料は広域連合、これは県内19市町の連合会ですので、そちらに納めます。119万1,000円とは前年度の繰越金部分になりますので、そちらを納付します。

山田伸幸委員 特別徴収と普通徴収とがあると思うんですけど、本市の普通徴収はどの程度あるんでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 令和5年度の保険料については、10月末時点の数字になりますが、普通徴収は2億6,237万5,175円となっております。

山田伸幸委員 人数でいうとどのくらいになりますか。ほとんどの方が特別徴収で、新たに入られた方などが普通徴収だと思うんです。

亀崎保険年金課長 後ほど御回答いたします。また、先ほどの中岡委員の御質問につきまして、「山口県広域連合が運営している」と申しましたが、正式名称は「山口県後期高齢者医療広域連合」です。この広域連合が、被保険者の認定、保険料の決定、医療の給付など、制度全体の運営を行っております。市町の役割は、被保険者の引渡し、各種届出の受付、申請の受付、保険料の徴収、広域連合からの受託による保健事業などです。

前田浩司委員 山口県後期高齢者医療広域連合の件で御質問します。先ほど予算調整という話があったと思うんです。当初こういった予算を組んでいたんですが、要らなくなったものがあるのですか。具体的にお話しただければと思います。

伊藤保険年金課課長補佐 補正額が335万円の部分でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）人件費は人事院勧告や人事異動の関係です。支給額が変わりましたので、一定の調整が行われています。また、それらとは別に、現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業という事業が行われているんですが、これについて歳入、6、7ページで雑入の受託収入を192万5,000円ほど減額しています。これはこの事業に当たる職員の人件費相当が受託業務となっており、広域連合から頂いているんですが、その金額が確定した影響を調整しております。

奥良秀委員長 ほかに質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入に入ります。質疑はありますか。6、7ページの歳入です。

中岡英二委員 7ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入について、192万5,000円減額となっています。この事業は何ですか。それと、なぜ減額されたのですか。

奥良秀委員長 先ほど説明があったと思うんですが、もう一度お願いします。

亀崎保険年金課長 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について御説明します。これは、山口県広域連合からの委託を受けて行う保健事業となります。後期高齢者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るために、介護予防にもつながる保健事業を行っております。

伊藤保険年金課課長補佐 192万5,000円に関しましては、先ほども御説明しましたが、事業をコーディネートする職員の人件費相当額ということで、これの最高額は580万円に消費税を加えた額となります。どの職員が担当するか確定していない状況で予算を組みますので、そのときには最高で見積もりましたが、担当職員が決定しましたので、相当する金額を算定したところ、最高額までにはならないので、減額する形となっています。

山田伸幸委員 この事業は、具体的にどういった方々によってどういう内容が実施されているのでしょうか。

亀崎保険年金課長 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、後期高齢者医療の対象者に対して、保険年金課、高齢福祉課、健康増進課の3課が一体となりまして行っている事業となります。令和5年度につきましては、厚狭地区、埴生地区、厚陽地区、竜王地区において、個別的支援と通いの場などにおいて行う教育等を行いました。個別的支援としましては、糖尿病性腎症重症化予防における保健指導事業、低栄養防止事業における保健指導業務、健康状態不明者対策事業を、そして、住民通いの場においては、薬剤師保健師等による健康教育相談事業を実施しているところです。

山田伸幸委員 いろいろなメニューが並べられているんですが、具体的に何人

ぐらいの方が来ておられるんですか。

亀崎保険年金課長 令和5年度の資料については手元に持っておりません。令和4年度であれば持っていますが、それでよろしいですか。（うなずく者あり）令和4年度と令和5年度で、若干事業が違うんですけども、令和4年度の参加人数を言いますと、糖尿病腎症重症化予防における保健指導事業は2人、健康状態不明者訪問事業は26人、そして薬剤師による健康教育相談事業は、実施箇所は4ヶ所で、参加者は37人でした。そして、保健師による教育相談事業の実施箇所は14か所、そこで2回ずつ行いまして、参加者は延べ224人いらっしゃいました。

古豊和恵委員 高齢者が増えている中、大事な事業がたくさん含まれていると思います。2割に相当する額が減っているんですが、その理由を教えてください。いただければと思います。

伊藤保険年金課課長補佐 2割といいますのは、1,000万円のうち192万円だからということでしょうか。（うなずく者あり）こちらは人件費に対して入るものです。1人の人件費の上限額は580万円に消費税を加えた額ですが、実際にかかる額を頂く形になりますので、対応する職員が決定し、人件費が下がっているということです。

山田伸幸委員 実施箇所は4か所でしたが、他の校区ではこういう事業はされていないということでしょうか。

亀崎保険年金課長 この事業は令和3年度から始まった事業でございます。令和3年度は、まず1か所ということで、竜王地区で行いました。そして、令和4年度は厚狭地区も加えてと、だんだん地域を増やしていきまして、来年度は、最後の小野田地区、高千帆校区を取り込んで、市内全域となる予定です。

山田伸幸委員 地域でやると高齢者が出かけるきっかけになるし、事業には生きがいを持って取り組めます。そのこと自体が病気の進行や体の衰えを防止することに非常に役立っていると思うんですけど、市はどのように評価しておられますか。

亀崎保険年金課長 この事業は令和3年度から始まった事業で、実施主体は広域連合です。健康寿命の延伸につながるよう、これからも進めていく事業だと思っております。今後も課題等を検討しながら、よりよい保健事業につなげていきたいと考えております。

山田伸幸委員 3課で行うということだったんですが、地域で音頭を取ってくださる方がいらっしゃると思うんです。例えば、地区社協などいろいろあろうかと思うんですけど、どういった方々が協力しておられるんでしょうか。

尾山福祉部次長 様々な事業がございますが、今の御質問は主に教育的な事業で通いの場を利用する事業に対するものと受け止めて回答いたします。通いの場のお世話役の方がいらっしゃいますので、そういう方をお願いして、例えば、薬剤師とか保健師とかによる講義の日程調整をしていたりなど御協力いただいているところです。

奥良秀委員長 ほかに質疑はありますか。

亀崎保険年金課長 先ほどの御質問に対する回答をさせていただきます。

水野保険年金課年金高齢医療係長 先ほど山田議員から御質問があった普通徴収の人数についてですが、11月末現在で、普通徴収の人数は2,625人、特別徴収の人数は1万322人で、全体の割合としましては、普通徴収の方は20.3%ほどとなります。

奥良秀委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第72号令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）につきまして採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。以上をもちまして審査内容2番を終了いたします。これより執行部の入替えを行うため、10分休憩して10時から再開します。

午前9時50分 休憩

午前10時 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。続いて審査内容3番、議案第71号令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、議案第71号介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明します。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ2億7,392万円を追加し、予算総額を70億1,805万7,000円とするものです。補正予算書の11、12ページをお開きください。まず、歳出について御説明します。1款、1項、1目一般管理費の増額1,251万9,000円のうち、12節委託料451万6,000円は介護報酬改定に伴うシステム改修委託料で、その他は全て令和5年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものとなり

ます。3款、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費715万9,000円の減額は、令和5年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。13、14ページをお開きください。中段、3款、3項、1目任意事業費358万9,000円の増額と、15、16ページの3款、3項、2目包括的支援事業費844万円の減額は、それぞれ令和5年度人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。ページ中程の4款、1項、1目基金積立金2億826万1,000円の増額は、令和4年度における給付費等の精算に伴う剰余金を、介護給付費準備基金に積み立てるものです。5款、1項、3目償還金6,515万円の増額は、令和4年度における給付費等の精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳としましては、介護給付費に係る国庫負担金が2,727万433円、県負担金が1,240万2,004円と、地域支援事業費に係る国庫負担金が1,655万6,986円、県負担金が892万482円となっております。続きまして、歳入を御説明します。7、8ページをお開きください。歳入につきましては、3款、2項、1目調整交付金5万5,000円の減額、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）21万3,000円の減額及び3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）199万円の減額については、先ほど歳出で御説明しましたが、地域支援事業における人件費が補助事業の対象となることからそれぞれの財源調整を行うものです。4款、1項、2目地域支援事業費交付金28万7,000円の減額と、5款、2項、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）13万3,000円の減額及び2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）99万5,000円の減額についても、それぞれ人件費の財源調整によるものです。7款、1項、2目地域支援事業費繰入金112万8,000円の減額は、地域支援事業に係る人件費の補正に伴う財源調整によるものです。3目その他一般会計繰入金の事務費等繰入金270万9,000円の増額はシステム改修費や償還金等の繰越金の精算によるものです。職員給与費等繰入金222万8,000円の増額は人件費の補正に伴うものです。7款、2項、1目介護

給付費準備基金繰入金の143万4,000円の減額は、地域支援事業費の人件費の補正に伴う財源調整によるものです。9、10ページをお開き下さい。8款、1項、1目繰越金2億7,521万8,000円の増額は、9月定例会で決算認定をいただきました令和4年度の繰越金となります。以上がこのたびの補正予算の内容となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 ただいま執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。歳出から始めます。11ページから質疑を求めます。

中岡英二委員 基金の積立てが2億826万1,000円あります。令和4年度の基金積立残高はどれぐらいですか。

奥良秀委員長 今の質問は、15ページ、4款基金積立金についての質疑だと思います。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 令和4年度末の基金残額は約6億5,000万円となります。

中岡英二委員長 積立金は増加傾向ですか。それとも減少傾向にあるのですか。また、適正な基金額は分かれますか。

奥良秀委員長 中岡委員、一問一答でお願いします。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 増えていくのか、減っていくのかという御質問ですが、原課といたしましては、給付費が急激に伸びた場合、5%程度増加しても対応できるように、2億円強ぐらいの基金は最低限持っておきたいと考えております。ただ、これを増やしていくか、減らしていくかというのは、今から第9期の計画を立てるに当たり、この基金をどのように取り崩しながら保険料を設定していくかという作業に入ってお

ります。

吉永美子副委員長 一般管理費の12節委託料、システム改修委託料について、451万6,000円の補正が出ておりますが、この委託料の算出根拠についてお聞かせください。

篠原高齢福祉課主査 このシステムは介護保険や税などで共通のシステムを共同で調達しております。金額はそのシステム会社が算出し、提示した金額となっております。

吉永美子副委員長 共同とは、どこでの共同という意味ですか。

篠原高齢福祉課主査 庁舎全般で同じシステムを使っております。

吉永美子副委員長 システムの会社が、なぜ451万6,000円という金額を出してこられたのか精査しておられるのでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 住民情報系のシステムにつきましては、やまぐち自治体クラウドという、県内7市町が共同で使っているシステムがあり、そこから算出されたものです。

吉永美子副委員長 ほかの市町も同じ金額という、そういう根拠で出しておられるということですね。

篠原高齢福祉課主査 自治体規模によって割当てはありますが、そのようになっています。

吉永美子副委員長 市としては、この金額は適正だと認識しておられるということよろしいでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 妥当な金額と考えております。

奥良秀委員長 ほかの委員からの質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）次に歳入7、8、9、10ページで質疑があればお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、第議案第71号令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（全員賛成）

奥良秀委員長 全員賛成で、本件は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第84号山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定の一部の変更について、執行部からの説明を求めます。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 議案第84号、山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定の一部変更について御説明します。変更内容は、指定期間の変更で、「平成18年4月1日から平成37年3月31日まで」を「平成18年4月1日から令和5年12月31日まで」とするものです。資料を御覧ください。このケアセンターさんよりは、旧山陽町時代に「山陽町新型ケアハウス整備事業」として介護保険サービスの特設施設入居者生活介護、いわゆるケアハウスと呼ばれるケア付きの入所施設や地域交流センター等で構成される複合施設を整備するPFI事業で埴生に整備され、平成18年4月から、指定管理者である医療法人社団光栄会が運営及び維持管理業務を行ってきました。指定管理期間は、令和7年3月31日までとなっておりますが、当該法人から指定管理継続が困難である旨の申出があったことから、令和5年12月31日をもって指定管理を終了するものです。次に経緯について御説明します。2、経緯の概略を御覧ください。一部修正箇所がございます。「解除」

という記載は全て「解約」に修正させていただきます。申し訳ございません。令和3年12月に理事長が急逝されたことにより、令和4年3月に光栄会から、指定管理契約を終了させ、医療法人を解散したいと考えている旨の意向が示されました。法人の合併なども提案しながら契約期間満了までの指定管理を依頼してきましたが、その後、令和4年8月に事務長が急逝されたこと等もあり、令和5年3月に光栄会側から、吸収合併等も検討したが条件面などが折り合わず困難と判断し、断念したこと、また、違約金が発生しても構わないので早く解約したいとの意向が示され、また、入居者の転居先については法人が責任をもって調整するとの考えが確認できたことから、やむなく指定管理期間途中の契約解約の方向で協議を進めることとなり、その後、令和5年4月1日付で「旧山陽町新型ケアハウス整備事業契約中途解約許可申請書」が提出されました。資料に記載していない内容を少し補足して説明させていただきます。指定管理期間の変更は議会の議決事項に当たるため、議会で承認を得る必要があること、よって契約解約日を市と光栄会双方だけで決めることはできないことは光栄会にも納得していただいておりますが、入居者がいらっしゃいますので、その方たちの今後の処遇を考えることが最優先課題であったことから、ある程度契約解約日のめどを立てて準備に入る必要性がありました。そこで令和5年12月末をもって指定管理を終了するとめどを立て、その後も様々な協議や準備を重ねてきたところです。このたび令和5年9月2日をもって当時の入居者全員の転居などが完了したことにより、令和5年12月31日に契約を解約し、同日をもって指定管理を終了するよう、山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定期間を変更するものです。当該施設の廃止も併せて考えており、このたび議案第81号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について御審査いただく予定としております。なお、この指定管理中途解約に伴って光栄会から支払われる違約金の額は、7,949万4,000円となり、その中途解約に伴う補正は、令和5年度一般会計補正予算（第8回）で計上しております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

古豊和恵委員 最終的には何人の方が入居されていたのでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 この協議が本格化した令和5年4月時点での入居者は22人でした。

古豊和恵委員 22人の方は市内に転居されたのでしょうか。それとも市外で
しょうか。何人ずつがどちらに転居されたか分かりますか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 ほとんどの方が市内に転居されております。

古豊和恵委員 施設がなくなることで市にデメリットはあるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、本来であれば指定管理期間満了まで継続していただければ、このたびの議案を上げるに当たっての様々な事務
手続を踏む必要がございませんでした。それと、今の入居者に対しては、
法人が責任を持つとは言われながらも、やはり最終的な責任は市が負う
必要があるであろうということで、後方支援を行ってきたという負担も
ございました。また、計画に基づいて存在する施設が一つなくなってし
まうことがデメリットだと考えております。

中岡英二委員 資料3、今後の方針についてお聞きします。特定施設入居者生
活介護を実施していただくという条件で売却を検討しているとありますが、施設は原状回復のまま売却するのか。それとも、何か手を加えるの
か。そうした売却の条件を教えてください。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 売却の条件等につきましては、このたび可決
いただいてから詳細を詰めていくようになりますが、恐らく、手を加え

ることなく売却という方針で進めるようになろうかと思っております。

中岡英二委員 来年以降はどこが担うかとかなど具体的な話はないですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 まだ決まっておりません。

古豊和恵委員 管理者が変わるということですが、入居者の金銭的な負担は変わってくるでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 今まで入居されていた方につきましては、全員転居が完了しております。そのため、例えば、売却後に同じ施設になったからといって、お戻りになられるとは考えておりません。先ほども申しましたが、売却の方針は今後詰めていきますし、売却後どのような運営をされるのかということは、売却先の事業者等が決定することと考えております。

山田伸幸委員 これは合併直前にPFI事業で旧山陽町が進めてきた事業だったんですけれど、事業期間が令和7年度までであって、余剰分があるかと思うんですけど、それが違約金の全額と考えてよろしいのでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 違約金につきましては、事業契約と賃貸借契約の中で、それぞれ幾らと定められており、契約書上で金額が固まっています。残りの事業期間が幾らということは、特に関係ないと思っております。

山田伸幸委員 光栄会の代表者が亡くなられてからしばらく時期がたっているんですけれど、その時点から相談はあったのでしょうか。それとも、継続の意思を持っておられて運営されてきたのでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 前理事長がお亡くなりになられて、3か月後ぐらいに最初に相談が入っております。そのときには、先ほどの説明と

重なりますが、医療法人を解散したいというような内容が主でございました。その後も相手の事情もある程度は酌み取れるんですが、何せ入居者がいらっしゃる施設であったことから、どうにか期間満了までお願いできないかということで相談を進めてきたところでございます。

山田伸幸委員 転居はスムーズにいったと考えてよろしいのでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 期間だけで考えれば、予想外にスムーズにいったと捉えておりますが、一人一人がどのような心情で転居されていたのかは確認できておりませんので、その部分については何とも言えません。ただ、ある一定数の方について、転居に関して何らか支障がなかったかどうかと、転居先の相談員等に確認したところ、最初は不安に感じられていたけれども、今はすごくなじめでいらっしゃる、また、人によっては、若干入居料が安くなって喜んでおられるというようなお話も聞かせていただいておりますことから、私どももある程度は安心しているところでございます。

古豊和恵委員 ケアハウスさんよりの隣にサンライフ山陽がありますが、何か関係あるんですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 全く別の法人でございます。

前田浩司委員 経費が安くなっている方がいらっしゃるという発言があったんですけども、高くなった方について、市としての支援のお考えは何かあるのか伺います。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 高くなった方がどの程度いらっしゃるか把握できておりません。そこに対しての支援の考えは持っておりません。と申しますのが、入居者との契約につきましては、光栄会と利用者の間で行われており、その契約の中で賠償等の条項も設けていらっしゃいます。

たので、もしそのようなことがあれば、光栄会が担われるものと理解しております。

前田浩司委員 同じような質問なんですけれども、今の新しい施設での利用者の心情は光栄会が確認すべきことなのか。それとも、市民が利用しておられたので、間接的にはなるのかもしれないですけど、市がヒアリング等をされているのか、いかがですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 心情の確認について、光栄会と市のどちらがやりましょうという話はしておりません。私どもはそこが一番気になることから、全件ではございませんが、お話しさせていただきました。確認できる範囲でいろいろな声を確認しています。

前田伸幸委員 特定施設入居者生活介護とは、具体的にどういう施設でしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 特定施設入居者生活介護につきましては、介護保険法に基づく高齢者の入居施設となります。有料老人ホームや軽費老人ホーム等のうち、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設のこととなります。施設の中で、サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等のほか、日常生活上の相談等を受けることができるサービス施設となります。

前田浩司委員 特定施設入居者生活介護の実施を条件とされたことについて補足して御説明ください。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 今後については、内部でも様々な議論を行ってまいりました。今、高齢者向けの施設自体は、有料老人ホームも含めるとかなり増えてきておりますので、本当に高齢者向けの施設がいいのかということも検討してまいりました。分かりにくい説明になるかもし

れませんけれども、特定施設入居者生活介護の一番のメリットは、先ほど藤永が説明しましたように、一体的なサービスが提供でき、そこに医療的なものを含んでいけることです。医療と介護が一体的に提供できる施設というと、特別養護老人ホームがございしますが、ここは原則として要介護3以上の方が対象ということで、軽度の方は入居できません。また、現在、地域医療構想等の関係でベッド数の削減などが求められており、軽度の認定者で医療依存度が若干ある方がどんどん退院していく状況になるのではないかとということを鑑みたときに、やはりサービスが一体的に提供できる特定施設入居者生活介護を行う施設が必要と考え、この条件を付しております。

山田伸幸委員 現在、市内で特定入居者生活介護を行っているところは何か所あるんでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 ケアハウスさんようと同じタイプの一般型の施設は、ケアハウスさんよう含めて3か所です。同じ特定施設入居者生活介護ができ、少し役割が違うものが、ほかに2か所ございます。

山田伸幸委員 特定入居者生活介護について、入居条件はあるんでしょうか。特別養護老人ホームなどでは、介護度が求められているんですが、この施設はどうなんでしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 特定施設入居者生活介護については、例えば、特別養護老人ホームのような要介護3以上という要件等はございません。基本的には、軽度の方から重度の方まで幅広く入居ができる施設となります。

山田伸幸委員 その代わり、入居費用が相当高くなるんじゃないでしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 特定施設入居者生活介護の入居費用等につきま

しては、基本的には県が上限を定めております。その中で施設が独自に
されていらっしゃる介護用品等の支給などがあれば、別に費用等がかか
ることになりますので、通常の特別養護老人ホームよりは高くなるケー
スもあります。また、御本人の収入状況によって金額は変動することが
あります。

吉永美子副委員長 これまで施設の1階にあった地域交流センターは、今後ど
のようになりますか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 議案第81号において、ケアセンターさんよ
う条例を廃止する条例の制定について御審査いただく予定となっております
ように、地域交流センターもこのケアセンターさんようの中に含ま
れておりますので、併せて廃止を考えています。

吉永美子副委員長 これまでの地域交流センターの実態をお聞かせください。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 開始された当初は、年間1,000人以上の
利用実績がございました。ただ、コロナ禍で徐々に減って、どこの施設
でも外部からの面会等が中止された頃から、地域交流センターの利用実
績もゼロとなっております。

吉永美子副委員長 先ほど1,000人と言われましたが、始まったのは平成
18年なので、つい最近です。コロナ禍が始まる前までは地域交流セン
ターは使われてきたということよろしいですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 そのとおりです。

吉永美子副委員長 ということは、地域交流センターがなくなることによって、
地域の皆さんがいろいろな行事などをされる場所がなくなるということ
ですが、その点はいかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 私どももその点をすごく気にしております。

1 1月に入って、特に利用されていた自治会の方に向けて説明会を開いております。このことの御報告と併せて、ケアセンターさんよりの地域交流スペースは使えなくなること、代わりというわけではないですが、地域から要望があったときには、サンライフ山陽や長生園に会議室等を使わせていただけないかとお願ひして、施設の状況にはよりますが、施設からは快諾いただいていることをお伝えしています。

吉永美子副委員長 地域の方々の交流が、今後も衰退しないように願っています。そして、実は本会議のときに露天風呂のお話がありました。実際にはすごく狭くて、本当にこんなものを地域の方が使うだろうかと思っていました。この露天風呂を地域の方は使ってこられたのでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 露天風呂に関しましては、その場にいる職員に口頭で確認させていただいたんですが、問合せ等はあったようなんですけれども、実際に使った実績はないということでした。

吉永美子副委員長 露天風呂は今後売却を考えておられると。市は、入居される方々でこれを使っていただくと考えているということではよろしいですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 露天風呂に関しましても、売却先が運用を考えるものと認識しております。

吉永美子副委員長 地域交流センターのスペースは一旦なくなるけど、例えば、次に買われる方が、これまでこんなことをしていたのであれば自分たちもやりましょうという考えになるかもしれないということではよろしいでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 それは別におかしいことではございませんし、逆に、予定どおり特定施設入居者生活介護ということで売却が決まった場合は、こちらからも地域交流スペースの要望が地域から上がっているということを伝えさせていただこうと考えております。

前田浩司委員 今後のスケジュールについて、市としてはいつぐらいをめどにして問題を解決したいという思いがありますか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 可決していただいた後というところですが、本会議場でも答弁させていただきましたように、決まればできるだけ早いスピードで準備してまいりたいと考えております。まずは売却に必要な予算を令和6年度の当初予算で審査していただくところからの開始となろうかと思っています。そこからどれだけスケジュールを組んでいけるかという話になろうかと考えております。

山田伸幸委員 現状、契約がこの12月31日で終わるということなんですけど、その後はどういう財産になるんですか。高齢福祉課が管理する財産になるのか、それとも一般的な財産になるのか、その点いかがですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 この後の条例の廃止議案のことになりますけれども、こちらの可決されましたら、本財産は普通財産へと移行いたします。この普通財産の管理につきましては高齢福祉課で管理させていただくようになります。以上です。

奥良秀委員長 その他委員の方、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）私から質疑します。このたび指定管理者が途中で変更というか、期間が変更するのは、本市が始まって以来ではないかと思えます。その点はいかがでしょう。

古川副市長 委員長のお見込みのとおりです。

奥良秀委員長 急に指定管理者が変わるということは、現場でもかなり大変なことが起きてきているのではないかと思うんです。今後、指定管理者につきましても、企業、法人の運営をきちんと見て、今回は急だったので致し方ないところもあると思うんですが、後継者なども精査したほうがいいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

古川副市長 御案内のとおり、指定管理についてはプロポーザルをして、委員会の中で協議しています。今回は特異な例というか、もう平成の大合併前後にPFIの形で光栄会と協定を結んで、長期間ということでございましたので、こういう結果になったということでございます。通常の指定管理ですと、5年など期間を決めてやりますので、当然、協議会でよく審査していくこととなろうかと思えます。それから、先ほど来出ております今後のスケジュールですが、とにかくこの指定管理の終結に向けて、特に、そこに入っていらっしゃる方や働いていらっしゃる方をどうするかを第一として調整しました。その結果、専決という手もありますけど、議会できちんと議員の皆様にも説明して、最終的に12月で契約を解除する手続を行っております。今後につきましては、通常ですと、市が持っている施設は、閉める前にある程度どういう方向にするのかを考えながら進めていくんですけど、これにつきましては相手方がいるので、こういう形になりました。この委員会の中でも建物をどのようにするかという御指摘がございますので、私どもとしては、いい方向で、可及的速やかに、この施設の今後について進めてまいりたいと考えます。

奥良秀委員長 その他、委員から質疑はあるでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上をもちまして、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第84号山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定の一部変更につきましても、採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

奥良秀委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。続きまして5番、議案第81号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例の廃止する条例の制定について、執行部より説明を求めます。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 議案第81号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について御説明します。このたびの廃止条例に関しましては、先ほど議案第84号で御説明させていただいたとおり、令和5年12月31日をもって指定管理期間を終了するに伴い、山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止するものです。指定管理期間終了後のケアセンターさんようの今後の方針につきましては、資料2ページ、3に記載していますように、現在のケアハウスさんようと同じ種類の施設である特定施設入所者生活介護の施設を実施していただく条件での売却を考えています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わりたいと思います。これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。これより、議案第81号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例の廃止する条例の制定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。職員入替のため、10分休憩して、11時より再開したいと思います。休憩に入ります。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして、議案第 80 号山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、執行部からの説明を求めます。

石田市民部次長兼生活安全課長 それでは、議案第 80 号山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。誰もが予期せず犯罪等に巻き込まれる可能性がある昨今、その被害者や家族は、直接的な被害にとどまらず、誹謗中傷等による二次的被害に苦しめられることもあり、その権利利益の保護の重要性が叫ばれてきた中、国において、平成 16 年に犯罪被害者等基本法が制定され、全国的にも、また山口県や県内他市においても犯罪被害者等への支援条例を制定する動きが広まっております。こうした背景の中、本市においても犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を目指した施策を総合的に推進し、市民等が安全に、かつ安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、新たに条例を制定するものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

奥良秀委員長 ただいま執行部の説明が終わりました。各委員の質疑を求めます。

中岡英二委員 こういう条例を制定することは大変いいことだと思うんです。山口県内でほかに制定されているところを教えてください。

石田市民部次長兼生活安全課長 令和5年11月現在で、県内19市町のうち、8市4町の計12市町が制定されております。

中岡英二委員 本市においては、今後どのようにフォローしていくのか。どういう相談窓口をつくり、どのような支援を行うのか教えてください。

石田市民部次長兼生活安全課長 現在、犯罪被害者等の支援の総合窓口は、生活安全課に設置しております。この条例が可決されました後は、犯罪被害者等に寄り添い、各種相談等にワンストップで対応できる体制を整えまして、こういう条例ができましたという情報発信等をしっかりと行っていきたいと思っております。

山田伸幸委員 法律だけでは駄目で、わざわざ条例を設ける意味をお答えいただけますか。

石田市民部次長兼生活安全課長 この条例の第1条に目的を記載しております。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市の責務等を明らかにした後に支援の基本となる事項を定めまして、その規定に基づいて犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を目指した施策を総合的に推進することで、市民の安心安全に資する地域社会の実現に寄与することを目的としております。詳細につきましては、この条例の最後のほうにも記載しておりますが、詳細は別に定めるということで、今後、規則、要綱等の策定を計画しております。

古豊和恵委員 条例は、設置されれば生活安全課で受け付けるということでしたが、この条例ができるまでは、どこでどのように対応していたのでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 犯罪被害者等の相談窓口は、平成23年以前に生活安全課内に設置されておりました。県内の状況を見ましても、平

成24年時点で県内19市町全てに設置をされております。幸いなこと
にと言っていると思いますが、これまで生活安全課に相談があったこと
はございません。

山田伸幸委員 条例第9条の経済的負担の軽減及び第10条の心身に受けた影
響からの回復のところが少し気になります。これは具体的にどういった
支援が行われるのでしょうか。経済負担の軽減となると、金銭的な支援
をしていくということになるのかと思うんですが、それはどのような形
で行われるのでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 経済的な負担の軽減については、国が、遺族
給付金、重傷病給付金、障害給付金を設けております。県内他市で既に
条例を制定されているところがございますが、その辺りでもこの給付金、
見舞金等の支給を実際にされております。その辺りを勘案しまして、こ
の条例が可決された後には、山陽小野田市においても給付金や見舞金の
支給について前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 条例に記載されていないということは、施行規則のような形に
なるのでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 規則等での制定を考えております。

山田伸幸委員 そこは議会の議決ではないということですね。

石田市民部次長兼生活安全課長 そのとおりでございます。

吉永美子副委員長 犯罪被害者を支援するための条例の制定については、一般
質問で提言しておりましたので、大変歓迎するところではございます。
これから先、条例が制定された後のことではありますが、第5条に市民
等の責務がございます。犯罪被害を受けた方々に対する理解を深めてい

くことはすごく大事だと思うんですけども、市民の理解を深めるために市がどのような行動を取っていくのかお聞かせください。

石田市民部次長兼生活安全課長 第5条に市民等の責務を記載しています。犯罪被害者等への支援には、地域社会の温かい理解や支えが重要なものと考えております。例えば、教育活動の推進、学校等の責務、事業者の責務等もうたっております。条例が制定された暁には、市の広報紙への掲載やチラシ、パンフレットを作成し、市民への周知に努めます。また、先日周南市で犯罪被害者による講演が行われております。犯罪被害者への支援につきましては、市だけでできるものとは考えておりません。警察や県が設けているいろいろな団体の協力が不可欠だと考えておりますので、そのような団体の協力を得ながら、例えば、市民向けの講演会などを前向きに考えていきたいと思っております。

吉永美子副委員長 現実に犯罪被害に遭われた遺族などの声を聞いていただくことがすごく大事だと思っております。県内にもおられるわけですから、そういった方を呼んで、市として、市民の理解をより深めるための行事等を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 そういったことにも前向きに取り組んでまいりたいと思っております。主催に関しては、市が適当なのか、団体が主催して、例えば市の施設を会場として提供することも考えられますので、その辺りの手法についてはこれから前向きに取り組んでいきたいと思っております。

山田伸幸委員 犯罪被害者の中には、家族が被害に遭われて、家族が残らなかったという方もおられると思うんです。直接被害を受けてはいないが、そういった残された方々への支援も非常に大事な視点ではないかと思うんです。その点について、市はどのように考えておられますか。

石田市民部次長兼生活安全課長 第2条第2号に犯罪被害者等の定義を設けております。これは法律に準拠して定めておりますが、犯罪被害者等の中には、犯罪被害者本人だけではなくて、その家族または遺族等も含めております。

古豊和恵委員 犯罪被害者の心身の状況に配慮するということですが、生活安全課では専門職などを置かれる予定はあるのでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 現在、専門職等を置く予定はありません。条例の中に人材育成も入れさせていただいております。今後、対応が考えられる職員については、研修等を積極的に受けることでノウハウであったり、支援の仕方であったりについて、身につけていきたいと思っております。

古豊和恵委員 研修はいつ頃、何人ぐらいが受講することを予定しているのですか。

石田市民部次長兼生活安全課長 毎年、県が犯罪被害者等の相談窓口を担当する職員の研修会を行っており、毎年参加させていただいております。これに加えまして、公安委員会が指定した山口被害者支援センターという団体があり、そちらが主催する被害者支援員の養成講座は無料で受けられるようになっておりますので、その受講を考えております。人数につきましては、相談に来られる犯罪被害者の方が男性なのか女性なのか、また、女性の相談員を希望されるか男性の相談員を希望されるかというところもありますので、相談を受ける職員につきましては、可能な限りこういった研修を受けて対応していきたいと考えております。

古豊和恵委員 市も積極的に研修に行ってほしいと思います。

山田伸幸委員 シェルターに行っていたら必要性があった場合、何か対応は

できるのでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 現在、市がシェルターを設置することは考えておりません。条例第12条において、居住の安定ということで、市営住宅の入居に関して特別な配慮等の必要な支援について規定しております。市営住宅の条例第8条に、入居者の選考ということで、市町村において、被害者の支援に関する業務を担当する部局から、内容が分かる書類の交付を受けたものについては、優先して入居させられるということが書いてございます。それに加えて、国土交通省から、平成17年に犯罪被害者等の公営住宅への優先入居に関する通知も出ております。その辺りを勘案して、状況に応じて建築住宅課とも協議しながら、犯罪被害者等への支援をしっかりと行いたいと思っております。

山田伸幸委員 建築住宅課に行くと、今入居できる物件はありませんとよく言われます。そういった入居希望があった場合に整備を行って入居させることも考えられるのでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 そのときの市営住宅の状況にもよると思います。この条例はあくまで市の条例で、市の責務としてできることをうたっております。先ほど市だけで支援できるとは思っておりませんというお話をしました。山口県の県民生活課も総合窓口を設けておりますので、市で対応できない場合には、県等のお力も借りながら、犯罪被害者の方に適切な対応を取ってまいりたいと思っております。

中岡英二委員 平成24年時点で生活安全課に相談窓口があったと言われました。相談窓口では大変デリケートな相談がされるので、プライバシーを守らなければいけないと思うんです。今までは相談に来た人がいないということですが、今後どのように相談しやすい窓口づくりを考えていますか。ソフト面では皆さんに研修に行って勉強するということですが、まずは相談に来てもらうというのが一番だと思うんです。その辺どのよ

うにお考えですか。

石田市民部次長兼生活安全課長 現在、庁舎の改修を行っており、生活安全課近くにも相談室が何室かございます。そういったところを活用して、なるべく犯罪被害者の方の心が安らぐといえますか、あまり人目を気にせず対応できるように配慮をしっかりと行いたいと思っております。

前田浩司委員 第10条に市は関係機関と連携すると規定されています。一例として、関係機関とはどういうところでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 先ほど県民生活課も窓口を設けているというお話をしました。犯罪被害者ですので、警察署はもちろん、先ほど言いました山口被害者支援センターや県弁護士会、法テラスなど様々な団体がございますので、そういった団体との連携を考えております。

前田浩司委員 例えば児童相談所のような機能があるのか。市の中でそういった窓口と連携することは考えておられるのですか。

石田市民部次長兼生活安全課長 この条例を策定するに当たりまして、庁内の関係課、例えば、子育て支援課、高齢福祉課などにも意見聴取を行っております。現在、犯罪被害者等の支援に関する庁内の連携体制については素案をつくっており、被害者の方が来られたときには、庁内で連携体制が取れるようなマニュアルといえますか、簡単な表をつくらうと思っております。庁内に関してはそのような状況ですが、その他のいろいろな団体については、県が相談窓口の一覧をつくっております。庁内の連携体制とともに両方をきちんと整えまして、庁内庁外ともに犯罪被害者等への支援がしっかり行える体制をつくってまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 実際にそういった方の相談を受けるに当たっては、今の状況で

はどこに相談に行けばいいかと検索するときには、スマホを使われる場合が多いと思うんです。市のホームページに入って、すぐ窓口が案内できるような対応も必要ではないかなと思うんですが、たどっていくのが難しいんです。検索してすぐに飛べるような対応を考えておられますか。

石田市民部次長兼生活安全課長 犯罪被害者等への支援につきましては、全国的に11月25日から12月1日の間で犯罪被害者週間が設けられております。この内容につきましては、市の公式LINE等にも掲載させていただいております。条例が施行されましたら、LINE、インスタグラム、SNS等への掲載も考えております。ホームページ以外にもいろいろな媒体がございますので、先ほどチラシやパンフレットというお話もしましたが、市が使える手法をなるべく活用して、周知に努めてまいりたいと思っております。

奥良秀委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）私から質疑します。今回、事業者の責務等々も入っている中で、どのようにそれらを周知していくのか。今、執行部からは関係部署、これはかなりの数があると思うんですが、そこにきちんと伝えていくということでした。一番責任があるところは生活安全課となると思うんです。制度が熟すまでは生活安全課が主軸となってやっていただきたいと思います。生活安全課をメインとして、各担当、つまり教育委員会や事業者のことは経済部など、そういったところがきちんとフォローしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

古川副市長 組織のことを言われましたのでお答えします。例えば、企業関係の方は、商工振興のことだけではなくて、土地の関係や環境の関係など様々な相談に来られます。そういうときは、商工労働課が窓口になって交通整理をいたしております。当然、この犯罪被害者等の支援につきましては全庁的に取り組むと。石田次長も横の展開もきちんとすると思っております。しかしながら、最初の窓口は生活安全課なので、まず生活

安全課が受けて、もし子どもの関係であれば子育て支援課、教育の関係であれば、教育委員会という流れになると思います。全庁的な横展開については、商工労働課がやっておるような形で進めていける体制を取っていきたいと考えます。

奥良秀委員長 その他委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第80号山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。以上をもちまして、審査内容6番を終了いたします。本来であれば7番に移りたいところですが、ただいま委員会から資料の提出を依頼しております。それに少々時間がかかるということなので、これは午後に回すことを議決したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、これは午後に回させていただきます。それでは委員会を暫時休憩します。休憩に入ります。

午前 11時25分 休憩

午後 4時15再開

奥良秀委員長 お疲れさまです。暫時休憩を解きまして、民生福祉常任委員会を再開いたします。12月1日に当委員会から執行部に対して詳細な資料の提出を依頼したところ、本日午後にその資料が届いております。そ

の資料を適正に読み込むために、本日はここで委員会を散会したいと思います。明日は10時から議案第88号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定についての審査を行います。では、以上をもちまして民生福祉常任委員会を散会します。お疲れさまでした。

午後4時18分 散会

令和5年（2023年）12月4日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀